

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	犬の登録・鑑札の交付	
根拠法令・条項	狂犬病予防法第4条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	<p>市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。（狂犬病予防法第4条第2項）</p> <p>前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。（狂犬病予防法第4条第6項）</p> <p>前各条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。（狂犬病予防法施行令第4条）</p> <p>法第四条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。（狂犬病予防法施行規則第3条）</p> <p>法第四条第二項の原簿には、前条第一項各号に掲げる事項、登録年月日及び登録番号を記載しなければならない。（狂犬病予防法施行規則第4条）</p> <p>法第四条第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。（狂犬病予防法施行規則第5条第1項）</p> <p>法第4条第1項の規定による申請は、犬登録申請書（様式第1号）によらなければならない。（堺市狂犬病予防法施行細則第2条第1項）</p> <p>省令第5条ただし書の規定による鑑札は、犬鑑札（様式第2号）とする。（堺市狂犬病予防法施行細則第2条第1項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	